

こども食堂物価高騰等対策支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、こども食堂物価高騰等対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助金の交付

知事は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響がある中、こども食堂の活動が維持・継続されるよう、事業実施主体に対し、事業に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

第3 対象者

事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) こども食堂の運営団体

ただし、子どもほっとサロンネットワーク加入団体に限る。

(2) こども食堂の活動を新たに開始する団体

ただし、令和6年1月末までにこども食堂を開設し、子どもほっとサロンネットワークに加入する団体に限る。

第4 対象となる取組み

事業の補助対象は、食事その他の生活環境が十分でない子どもに対して、弁当や食材の配布、食事提供等を実施する取組みとする。

第5 交付額の算定方法

補助金の交付の対象経費、基準額及び交付額は、以下のとおりとする。

(1) 対象経費

こども食堂を運営するにあたり必要となる令和5年4月1日から令和6年3月31日までの食材費及び光熱水費

(2) 基準額

こども食堂における基準額については、年間の利用延人数及び開催回数に応じて以下のとおりとし、①及び②の合計額とする。

<活動実績1年未満の団体>

① 利用延人数

2,000人以上 48,000円

1,000人以上2,000人未満 24,000円

1,000人未満（施行日以降新たに開始する団体を含む） 12,000円

② 開催回数

24 回以上	12,000 円
12 回以上 24 回未満	6,000 円
12 回未満（施行日以降新たに開始する団体を含む）	3,000 円

<活動実績 1 年以上の団体>

① 利用延人数

2,000 人以上	24,000 円
1,000 人以上 2,000 人未満	12,000 円
1,000 人未満	6,000 円

② 開催回数

24 回以上	6,000 円
12 回以上 24 回未満	3,000 円
12 回未満	1,500 円

第 6 交付申請書及び実績報告書の様式等

規則第 3 条に規定する交付申請書及び当該交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
こども食堂物価高騰等対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書	様式第 1 号	知事が定める日
その他知事が必要と認める書類		

2 規則第 12 条に規定する実績報告書は、第 1 項の申請書と兼用する。

第 7 補助金の交付条件

規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額を変更せず、かつ補助対象経費の 2 割以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) この補助金の交付と補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第 8 交付の決定及び額の確定

知事は、第 6 に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知する。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。